

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生環第322号

平成31年4月5日

狩猟等のため車両で移動する際における猟銃等の携帯、運搬及び保管に係る留意事項について（通達）

猟銃又は空気銃を携帯、運搬中に、急病、用便、必需品の購入等のやむを得ない事情等が発生した場合においても、銃砲刀剣類所持等取締法に基づき適正な携帯、運搬及び保管を行う義務があることは当然であるが、このような状況下における留意事項について、警察庁から別添のとおり「狩猟等のため車両で移動する際における猟銃等の携帯、運搬及び保管に係る留意事項について（通達）」（平成31年3月26日付け警察庁丁保発第56号）が発出されたことから、同通達に基づき猟銃等講習会等の機会を活用して、あるいは個別の状況に応じて指導を行うなど、適切な対応に努められたい。

※ 警察庁通達「狩猟等のため車両で移動する際における猟銃等の携帯、運搬及び保管に係る留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。